

## 筑穂地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、飯塚市筑穂地区まちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 まちづくり協議会は、地域住民と各種団体の共助の活動を通して人と人との絆を強めながら、誰もが安心して安全で住みよい住み続けたい地域社会をつくることを目的とする。

(事務局)

第3条 まちづくり協議会の事務局を飯塚市筑穂交流センター内に置く。

(事業)

第4条 まちづくり協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 防災、防犯、交通安全に関する事。
- (2) 文化活動及び地域振興に関する事。
- (3) 子育て支援に関する事。
- (4) 人権啓発活動の推進に関する事。
- (5) 障がい者や高齢者等に関する事。
- (6) 健康づくりに関する事。
- (7) 教育、青少年健全育成に関する事。
- (8) 広報に関する事。
- (9) その他、まちづくり協議会の目的達成に関する事。

(組織)

第5条 まちづくり協議会は、別表1で定める筑穂地区の自治会長及び各種団体並びに学識経験者（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 筑穂地区の各種団体から新規加入の申し出があった場合は、役員会で協議し、理事会で決定する。
- 3 学識経験者については、若干名とし役員会で選任し、理事会で決定のうえ、総会で報告する。

(役員等)

第6条 まちづくり協議会に、次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名

2 まちづくり協議会に、監査員2名を置く。

(役員等の選任)

第7条 前条の役員等の選任については、次のとおりとする。

- (1) 会長は、自治会長会の会長をもってあてる。
  - (2) 副会長、事務局長及び会計は、別表1に定める中から選任する。
- 2 監査員は、役員会で選任する。監査員は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員任期)

第8条 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、現役員等の任期は2020年3月31日までとする。

- 2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、辞任または任期満了後においても、後任者が決定するまでは、その職を行わなければならない。

(役員等の任務)

第9条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、まちづくり協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代理する。
- (3) 事務局長は、まちづくり協議会の事務を統括する。
- (4) 会計は、まちづくり協議会の会計事務を行う。

2 監査員は、まちづくり協議会の会計事務を監査する。

(理事)

第10条 まちづくり協議会に理事を置く。

2 理事の人数は10名以内とする。

(理事の任期)

第11条 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、現理事の任期は20

20年3月31日までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事は、辞任または任期満了後においても、後任者が決定するまでは、その職を行わなければならない。

(理事の選任)

第12条 前条の理事は、別表2で定める中から役員会で選任し、総会で報告する。

(理事の任務)

第13条 理事は、まちづくり協議会の会務を行う。

(会議)

第14条 まちづくり協議会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 理事会

2 会議開催については、必要に応じ会長が招集する。

(総会)

第15条 総会は、全会員で構成し、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算

(2) 事業計画及び予算

(3) 規約の制定及び改廃

(4) 役員等の承認

(5) その他重要な事項

2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

3 通常総会は、毎年度決算終了後2カ月以内に開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、会員の3分の2以上の開催要求があったときに開催する。

5 総会は過半数の出席（委任状の提出者を含む）で成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。

6 総会における議長は、出席者の中から互選とする。

(役員会)

第16条 役員会は、第6条に規定する役員（監査員を除く。）をもって構成し、次

の事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 学識経験者の選任に関する事。
- (3) その他必要な事項

2 役員会は、緊急の事案を処理、決定することができる。ただし、直近の理事会に報告しなければならない。

(理事会)

第17条 理事会は、第12条で選任された者で構成する。

2 理事会は会長が必要と認めたとき開催し、次の事項を協議する。

- (1) まちづくり協議会の運営に関する事。
- (2) 新規加入に関する事。
- (3) その他必要な事項

(顧問及び相談役)

第18条 まちづくり協議会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が選任し、理事会で決定のうえ、総会で報告する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(専門部会の設置)

第19条 まちづくり協議会は、第4条に掲げる事業について専門的な協議及び検討を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(経費)

第20条 まちづくり協議会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 まちづくり協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(議事録の作成)

第22条 まちづくり協議会の会議は、会議の要点を記録し、議事録として残さなければならない。

(その他)

第23条 この規約に定めのない事項は、役員会で協議し、理事会で決定する。

## 附 則

- 1 この規約は、平成23年6月24日から施行する。  
この規約は、平成25年7月18日から施行する。  
この規約は、平成26年7月9日から施行する。  
この規約は、平成28年7月25日から施行する。  
この規約は、平成30年8月6日から施行する。  
この規約は、平成31年2月28日から施行する。  
この規約は、令和元年5月24日から施行する。
- 2 まちづくり協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。